

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 7 年 3 月 1 日 現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 043-274-4980 (月曜日から金曜日 9:00~17:00)

担当 北原 利恵

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所(名称)の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名: ケア・パーク

所在地: 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 6-20-25

介護保険指定番号: 居宅介護支援 (千葉県 1270201831 号)

サービスを提供する地域: 習志野市・船橋市・千葉市(花見川区・美浜区・稲毛区)・
八千代市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤
管理者:	1 名	
介護支援専門員:	1 名	2 名

(3) 営業時間

平日: 午前 9 時~午後 5 時

土・日・祭日: 休業(緊急時の電話連絡は、いつでも受け付けています)

* 緊急連絡電話 043-274-4980

休日: 日曜・祝祭日・年末年始(12 月 29 日~1 月 3 日)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ・ 利用者申し込み(電話や来所等)

↓

- ・ 重要事項の説明(文書等を交付して説明)

↓

- ・ 利用者申込者が同意を得た場合(契約の締結)

↓

- ・ 在宅訪問(要介護状態の把握)

アセスメント(健康状態の把握、日常生活動作、ご家族の状態等の評価他)

↓

- ・ ケアプラン原案作成

利用者及びご家族のご希望や心身の状態にあわせて利用するサービスをご一緒

に検討、ケアプランを作成

↓

- ・ サービス担当者会議、ケアカンファレンス

各介護サービス提供者及び利用者あるいはご家族による意見交換

↓

- ・ ケアプラン作成(サービス内容の基本方針、目標など)

↓

- ・ 利用者の承認

↓

- ・ ケアプランに応じたサービス利用

適宜、ご利用者と介護サービス事業者との情報交換を行う

↓

- ・ 継続的な管理(評価、再アセスメント、モニタリング他)

* 上記の過程において、利用者および家族のプライバシーを尊重、個人情報を大切に保護しながらサービス提供をいたします。

* 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

* 利用者はケアプランに位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

* 当事業所が作成するケアプランのうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与が占める前6月間の利用状況について説明を行い、理解を得るよう努めます。

* 居宅サービス事業者等から利用者の口腔に関する問題や服薬状況、介護支援専門員自身が把握した利用者の状況のうち必要な情報を、利用者の同意を得たうえで、主治医等に提供します。

* 主治の医師または歯科医師から意見を得てケアプランを作成した場合は、そのケアプランを主治の医師または歯科医師に交付します。

* 利用者が病院などに入院する場合は、入院時に利用者の担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関にお伝えください。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

(居宅介護支援Ⅰ i 1 要介護1・2) 12,000 円
(居宅介護支援Ⅰ i 2 要介護3・4・5) 15,591 円
(初回加算) 3,315 円
(入院時情報連携加算Ⅰ) 2,762 円 (入院時情報連携加算Ⅱ) 2,210 円
(退院・退所加算Ⅰイ) 4,972 円 (退院・退所加算Ⅰロ) 6,630 円
(退院・退所加算Ⅱイ) 6,630 円 (退院・退所加算Ⅱロ) 8,287 円
(退院・退所加算Ⅲ) 9,945 円
(通院時情報連携加算) 552 円
(緊急時等居宅カンファレンス加算) 2,210 円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

料金が発生する場合は月ごとの精算とし、毎月15日までに先月分の請求をいたしますので、請求月の月末にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発します。お支払方法は当社窓口、自宅集金の2通りからご契約の際にお選びください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申し込みください。当事業所介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書等でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により支援を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

自己充実や豊かさ、及び日常生活機能の向上並びに生存機能の質的向上が図れるよう専門的側面から支援いたします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

当事業所では、介護支援専門員が要介護状態の利用者に対し一人一人の病状や機能面、環境面を包括的に把握できるよう工夫されている調査方法で課題を分析（アセスメント）し、適切なサービスが受けられるようケアプランを作成、サービスが円滑に行なわれるようにしております。

(3) サービス利用のために

介護支援専門員の研修に適宜参加し、サービス提供の向上に努めています。

7. サービス内容に関する苦情

①相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

相談窓口 担当 北原 利恵 電話 043-274-4980

②その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

千葉市花見川区介護保険室	電話	043-275-6401	(直通)
千葉市美浜区介護保険室	電話	043-270-4073	(直通)
千葉市稲毛区介護保険室	電話	043-284-6242	(直通)
習志野市役所介護保険課	電話	047-451-1151	(代)
船橋市役所介護保険課	電話	047-436-2111	(代)
八千代市役所介護保険課	電話	047-483-1151	(代)

8. 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底すること
- ②虐待防止のための指針を整備すること。
- ③従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置くこと

⑤その他虐待防止のために必要な措置

- (2)事業所は、サービス提供中に、当事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社 プロックス
代表者役職・氏名	代表取締役 中島 嘉和
本社所在地・電話番号	千葉県習志野市花咲 1-7-15 047-477-0331

定款の目的に定めた事業 1、介護保険法による指定居宅介護支援事業
2、介護保険法による指定居宅サービス事業
3、その他これに付随する業務

営業所数等	居宅介護支援	3ヶ所
	通所介護	6ヶ所
	訪問介護	1ヶ所
	福祉用具	1ヶ所

*事業運営について、求めがあれば必要に応じ開示いたします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者およびご家族に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	千葉県千葉市花見川区幕張本郷 6-20-25
	事業者名	株式会社 プロックス ケア・パーク
	説明者	

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意します。

利用者 住所

氏名

代理人 (利用者による署名が難しい場合)
住所

氏名

利用者との関係 ()